安全データシート

整理番号：JP-930062-00　　作成日　2018年7月1日

1. 製品及び会社情報

製品の名称	CELTORE TSE
製品コード	
整理番号	JP-930062-00
会社名	大木製薬株式会社
連絡先	大木製薬株式会社
住所	〒101-0045
担当部門	信頼性保証部
電話番号	03-3256－5051
FAX番号	03-3256－0463
推奨用途および使用上の制限	業務用水質改善剤

２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

物理化学的危険	火薬類	区分：分類できない
	可燃性/引火性ガス	区分：分類できない
	可燃性/引火性エアゾール	区分：分類対象外
	支援性/酸化性ガス	区分：分類できない
	高圧ガス	区分：分類対象外
	引火性液体	区分：分類対象外
	可燃性固体	区分：分類できない
	自己反応性物質	区分：分類対象外
	自然発火性液体	区分：分類対象外
	自然発火性固体	区分：分類できない
	自己発熱性物質	区分：分類できない
	水反応可燃性物質	区分：区分３
	酸化性液体	区分：分類対象外
	酸化性固体	区分：区分外
	有機過酸化物	区分：分類対象外
	金属腐食性物質	区分：分類できない
健康に対する有害性	急性毒性（経口）	区分：区分４
	急性毒性（経皮）	区分：区分３
	急性毒性（気体）	区分：分類対象外
	急性毒性（蒸気）	区分：分類対象外
	急性毒性（粉じんおよびミスト）	区分：区分４
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分：区分３
	眼に対する重篤な損傷・又は眼刺激性	区分：区分１

	呼吸器感作性	区分：分類できない
	皮膚感作性	区分：分類できない
	生殖細胞変異原性	区分：区分２
	発がん性	区分：区分外
	生殖毒性	区分：区分外
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分：区分２
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分：区分２
	吸引性呼吸器有害性	区分：分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性（急性）	区分：区分１
	水生環境有害性（慢性）	区分：区分１

ラベル要素

絵表示又はシンボル

注意喚起語　危険

危険有害性情報

火災助長のおそれ（酸化性物質）
飲み込むとと有害（経口）
皮膚に接触すると有毒（経皮）
吸入すると生命に危険（ミスト）
吸入すると有害（気体）
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
遺伝性疾患のおそれの疑い
呼吸器系、腎臓の障害のおそれ
長期または反復暴露による心臓、血液の障害のおそれ
長期または反復暴露による臓器（呼吸器）の障害
水生生物に非常に強い毒性
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
使用前に取扱説明書を入手すること。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。
可燃物、その他の禁忌物質から離して保管すること。
熱から遠ざけること。
個人用保護具や換気装置を使用し、曝露を避けること。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
眼、皮膚、又は衣類に付けないこと。
粉じん、ヒュームを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
環境への放出を避けること。漏出物は回収すること。

救急措置	火災の場合には適切な消火方法を取ること。 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師の診断、手当てを受けること。 眼に入った場合：水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。皮膚刺激があれば、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 衣類にかかった場合：直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、又は取り去ること。汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。 曝露又はその懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。
保管	可燃物、その他の禁忌物質から離して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で施錠して保管すること。
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
GHS分類に該当しない他の危険有害性	
想定される非常事態の概要	少量の水との接触による二酸化塩素ガスの発生

３．組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	混合物
化学名または一般名	
別名	

単一製品・混合物の区別　混合物

化学名または一般名 （不純物及び安定化添加物を含む）	濃度又は 濃度範囲（%）	化学式	CAS番号	官報公示整理番号 化審法	 安衛法
亜塩素酸ナトリウム	10～20%	$NaClO_2$	7758-19-2	(1)-238	既存
ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	1～10%	$C_3Cl_2N_3NaO_3$	2893-78-9	(5)-1043	既存
有機酸	20～30%	非公開	登録済	登録済	既存
成型剤	30～60%	非公開	登録済	登録済	既存
添加剤	1～15%	非公開	登録済	登録済	既存

４．応急措置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。又は取り去ること。 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。 目の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
予想される急性症状及び遅発性症状	データなし

最も重要な兆候及び症状	データなし
応急措置をする者の保護	救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。
医師に対する特別な注意事項	安静と症状の医学的な経過観察が不可欠である。

５．火災時の措置

消火剤	大量の水
使ってはならない消火剤	二酸化炭素
火災時の特有の危険有害性	火災によって刺激性又は毒性のガス及びヒュームを発生する恐れがある。
特有の消火方法	限定された空間で本製品が火に包まれた場合、水のミストもしくは霧を使用した場合、発生した二酸化塩素の濃度が爆発限界に達する可能性がある。
消火を行う者の保護	適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

６．漏出時の措置

人体に対する注意事項

保護具及び緊急時措置	作業者は適切な保護具（「８．曝露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 適切な保護衣を付けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 関係者以外の立入りを禁止する。 風上に留まる。低地から離れる。 密閉された場所に立入る前に換気する。
環境に対する注意事項	環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法・機材	保護具を着用し、飛散防止に注意し、容器に回収する。
二次災害の防止策	全ての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 可燃物（木、紙、油等）を漏洩物から隔離する。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策（取扱者の暴露防止や火災・爆発防止）	『８．暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気装置・全体換気	８．暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
注意事項	使用前に取扱説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 可燃物や酸化されやすい物質との混触を避けること。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 眼に入れないこと。 粉じん、ミストを吸入しないこと。

	換気の良い区域でのみ使用すること。 取扱い後はよく手を洗うこと。
安全取扱い注意事項	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 可燃物及び指定された禁忌物質から離して保管すること。 熱から離して保管すること。火源の近くに保管しない。 施錠して保管すること。
適切な衛生対策	容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
保管	
技術的対策	なし。
混触禁止物質	強酸、酸化剤、還元剤、水、蒸気、窒素化合物
保管条件	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 可燃物及び指定された禁忌物質から離して保管すること。 熱から離して保管すること。火源の近くに保管しない。 施錠して保管すること。
容器包装材料	国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

８．ばく露防止及び保護措置

設備対策	この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 集塵設備の設置。工程の密閉化、局所排気その他の設備対策を行う。 高熱工程で粉じん、ヒュームが発生するときは換気装置を設置する。
管理濃度	未設定
許容濃度	添加剤： 日本産業衛生学会(2004年度版)　2mg/m3 ACGIH(2004年度版) TLV-TWA　3mg/m3 TLV-STEL 未設定 OSHA(1993年度版) PEL　5mg/m3
保護具	
呼吸器の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。曝露の可能性のあるときは、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を使用する。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。
眼の保護具	適切な目の保護具を着用すること。（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣、保護手袋、眼、顔面用の保護具を着用すること。

９．物理的及び化学的性質

外観(物理的状態、形状、色)	固形物
臭い	僅かな塩素臭
ｐＨ	データなし。
融点・凝固点	データなし。

沸点、初留点及び沸騰範囲	データなし。
引火点	データなし。
燃焼又は爆発範囲の上限･下限	データなし。
蒸気圧	データなし。
蒸気密度	データなし。
比重（相対密度）	データなし。
溶解度	データなし。
ｎ－オクタノール/水分配係数	データなし。
自然発火温度	データなし。
分解温度	データなし。
蒸発速度	データなし。
燃焼性(固体、ガス)	データなし。
その他のデータ	データなし。

１０．安定性及び反応性

安定性	法規則に従った保管及び取扱いにおいては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	水や蒸気に暴露されると二酸化塩素ガスが発生する。
避けるべき条件	加熱、光、衝撃・摩擦、可燃物、着火源（スパーク、裸火）、混色危険物との接触を避ける。 静電気防止措置をとる。 湿気を避ける。 粉じんを発生させない。
混触危険物質	強酸、酸化剤、還元剤、水、蒸気、窒素化合物
危険有害な分解生成物	二酸化塩素、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、ハロゲン化物、次亜塩素酸、塩化水素、塩素、酸化マグネシウム
その他	データなし。

１１．有害性情報

急性毒性	
経口	経口：本製品としてのデータはなし。但し毒性が既知である各成分より区分４とした。
経皮	経皮：本製品としてのデータはなし。但し毒性が既知である各成分より区分３とした。
吸入	吸入（気体）：本製品としては分類対象外。ただし水と接触した際に発生する二酸化塩素が区分１（危険・吸入すると生命に危険）となっている。 吸入（蒸気）：本製品としては分類対象外。 吸入（粉じん、ミスト）：本製品としてのデータはなし。但し毒性が既知である各成分より区分３とした。
皮膚腐食性・刺激性	区分３
眼に対する重篤な損傷・刺激性	区分１：本製品としてのデータはなし。但し毒性が既知である各成分より区分１とした。
呼吸器感作性	データがなく分類できない。
皮膚感作性	データがなく分類できない。

生殖細胞変異原性	本製品としてのデータはなし。但し毒性が既知である亜塩素酸ナトリウムより区分２とした。
発がん性	本製品としてのデータはなし。但し毒性が既知である各成分より区分外とした。
生殖毒性	本製品としてのデータはなし。但し毒性が既知である各成分より区分外とした。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	本製品としてのデータはなし。但し毒性が既知である各成分より区分２とした。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	本製品としてのデータはなし。但し毒性が既知である各成分より区分２とした。
吸引性呼吸器有害性	データがなく分類できない。

１２．環境影響情報

生態毒性	急性水生毒性：本製品としてのデータはなし。亜塩素酸ナトリウム、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムが区分１であり、本混合物の成分では水生環境有害性が不明のため区分１とした。 慢性水生毒性：本製品としてのデータはなし。亜塩素酸ナトリウム、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムが区分１であり、本混合物の成分では水生環境有害性が不明のため区分１とした。
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	水域、土壌環境に移動する可能性がある。
オゾン層への有害性	データなし
他の有害影響	データなし

１３．廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
汚染容器及び包装	空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

１４．輸送上の注意

危険・有害性については特になし。水濡れ、容器の損傷等に注意すること。

食品と一緒の輸送は避けること。

国際規則	UN3288
海上規制情報	
国連番号	UN3288
品名	水反応可燃性物質
国連分類	クラス 4.3
容器等級	Ⅱ
海洋汚染物質	該当

MARPOL 73/78 付属書 II およびIBCコードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

航空規制情報

国連番号	UN3288
品名	水反応可燃性物質
国連分類	クラス 4.3
容器等級	Ⅱ
国内規則	
陸上規制情報	不要
海上規制情報	国際規則に準ずる
国連番号	UN 3288
品名	水反応可燃性物質
国連分類	クラス 4.3
容器等級	Ⅱ
海洋汚染物質	該当
航空規制情報	
国連番号	
品名	水反応可燃性物質
国連分類	クラス 4.3
容器等級	Ⅱ
特別の安全対策	禁水 直射日光を避ける。 収納容器に漏れがないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積載し、荷崩れ防止を確実に行い、収納容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。その他一般的な注意事項は、7.取扱いおよび保管上の注意の項による。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしない。 危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。 危険物のそばに積載しない。 移送時にイエローカードの保持が必要。

１５．適用法令

労働安全衛生法	亜塩素酸ナトリウム：危険物・酸化性の物（施行令別表第１第３号） 二酸化塩素：名称等を通知すべき有害物（法第５７条の２、施行令第１８条の２別表第９）に該当も、含有量が濃度閾値以下である。
労働基準法	非該当
化審法	非該当
化学物質排出把握管理促進法（ＰＲＴＲ法）	非該当
毒物及び劇物取締法	亜塩素酸ナトリウム：劇物に該当も、指定令第２条（劇物）の濃度範囲（２５％）以下であり、また施行令第３２条の３（発火性又は爆発性のある劇物）に該当も、指定濃度（３０％）以下であり非該当。
消防法	亜塩素酸ナトリウム、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムが第２条危険物第１類酸化性固体に該当も、消防法第１類判定試験結果より非該当。 添加剤：指定可燃物（３０００ｋｇ）
高圧ガス保安法	非該当
船舶安全法	亜塩素酸ナトリウム、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム：酸化性物質類・酸化性物質
港則法	亜塩素酸ナトリウム、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム：施行規

	則第１２条危険物（酸化性物質）
航空法	亜塩素酸ナトリウム、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム：施行規則第１９４条危険物告示別表第７　酸化性物質類・酸化性物質腐食性物質
危険物船舶運送及び貯蔵規則（危規則）	亜塩素酸ナトリウム、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム：第３条危険物告示別表第７　酸化性物質
道路法	非該当
海洋汚染防止法	食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積込み、荷崩れの防止を確実に行う。 重量物を上積みしない。

１６．その他の情報

緊急時応急措置指針番号	143
引用文献	NITE 化学物質管理分野　CHRIP　GHS分類結果 安全衛生情報センター　モデルMSDS情報 TOLSA, S.A社　MSDS SIDS　Initial Assessment Report(2006)
備考	

この安全データシート（SDS）は、現時点で入手できる最新の資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、SDS中の注意事項は通常の取り扱いを対象にしたものです。製品使用者が特殊な取り扱いをされる場合は用途、使用法に適した安全対策を実施の上、製品を使用してください。また、当社は、SDS記載内容について十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではありません。